

平成30年度 古城小学校 いじめ防止基本方針

I いじめ問題に対する基本理念

1 目的

本校は、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利の侵害や、心身の健全な成長及び人格の形成への悪影響及び生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるいじめに対して、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、基本理念を定め、学校の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定ならびに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、全職員が共通理解を図り、強固な姿勢で、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とします。

2 いじめの定義 千葉県いじめ防止対策推進条例 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

古城小児童には以下のようにわかりやすい表現で定義

古城小学校で考える「いじめ」とは、何度も繰り返したり、隠れてこそこそしたりして行う「いやがらせや無視」や「暴力（言葉の暴力も含む）」のことである。そういったことをされたお友達が、心や体に苦しみを感しているものをいう。

※ **児童の感じる被害性に着目、いじめに該当するか判断するものとする**

3 基本理念

- (1) 児童が「いじめは絶対に許されない行為である」と正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを目的とし、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。
- (2) いじめ防止に対する対策は、本校児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができ、自分の個性や良さを発揮できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨としています。
- (3) いじめ防止に対する対策は、本校の全児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら「観衆」としてはやしたてたり、「傍観者」としてこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行います。

(4) いじめ防止に対する対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行います。

また、いじめ加害者への指導、加害者の保護者への助言も行います。

4 いじめの態様や具体的な内容

- (1) 他人の心身を傷つける行為（冷やかす、悪口、脅し、遊ぶふりをしての暴力など）
- (2) 誹謗・中傷・仲間はずれ
- (3) インターネット、SNS等を使っての誹謗・中傷・仲間はずれ
- (4) 金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- (5) 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことなどをさせられる

5 いじめ防止基本方針の活用についての改善点

- (1) 古城小学校いじめ防止基本方針の意義と方針に基づく対応と組織として一貫した対応のあり方を全職員で確認します。
- (2) 教職員がいじめ問題を抱え込み、情報を共有しないことは法の規定に違反し得ることを理解します。
- (3) 学校ホームページへの掲載、入学時、年度の開始時などの機会を活用して児童・保護者に説明します。

II いじめ防止推進委員会（いじめ対策組織）

1 基本方針

いじめの防止・早期発見及びいじめへの対処について、以下のような基本方針を定め、児童の人権尊重と尊厳の維持、教育を受ける権利の保持、健全な心身の育成を図っていきます。

2 組織の構成

	構 成 員	主 な 役 割
校内 いじめ防止 推進委員会 (生徒指導 委員会がこ れにあたる)	○校長 ○教頭 ○教務 ○生徒指導担当 ○児童会担当 ○人権教育担当 ○養護教諭 ○スクールカウンセラー (必要に応じて) ○児童代表 (会議には出席しない)	○定期的な委員会の開催 ○日常的に職員から情報を収集し、共通理解を図る。 ○児童対象アンケートの実施と集約（毎学期） (いじめゼロアンケート・学校生活アンケート) ○教育相談の実施（6月・9月・1月） ○校内研修の実施 ○相談窓口の設置・周知（教頭・向後・藤井） ○人権教育の推進
学校関係者 いじめ防止 推進委員会	○母親代表 ○学校評議員 ○親和会代表	○定期的な推進委員会への参加 ○地域での情報を交換・収集し、必要に応じて対策の改善を図る。

拡大 いじめ防止 推進委員会	○スクールカウンセラー ○青少年相談員 ○主任児童委員 ○駐在所警察官	○重大な事態への対応
----------------------	--	------------

III 年間計画

月	活動内容	関連活動
4	○第1回校内いじめ防止推進委員会 ・年間計画の確認 ・いじめ防止基本方針の見直し ○職員研修 いじめ防止基本方針の職員共通理解 ○いじめ防止推進会議 ○相談箱や相談窓口担当者の周知 ○いじめ防止基本方針について保護者会での説明 ○いじめ防止基本方針配付（全家庭）	◎千葉県「いじめ防止啓発強化月間」 ○始業式 （職員紹介時にいじめ窓口を周知） ○1年生を迎える会 ○保護者会での説明 ○相談窓口の設置・周知・掲示物作成
5	□いじめゼロアンケート（1回目） ○第2回いじめ防止推進委員会	◇古城地区社会福祉協議会総会
6	○教育相談月間 ○第1回学校評価アンケート	○古城小・地区運動会 ◇古城小親和会総会 ◎「いのち大切にすするするキャンペーン」 ○幼保連携情報交換会
7	○第1回学校関係者いじめ防止推進委員会 ○授業参観（道徳）	○学校評議員会 ○相談窓口の周知 ◇1000か所ミニ集会 ◆いのちを大切にすする道徳授業
8	○第3回校内いじめ防止推進委員会 ・相談窓口の状況	
9	○教育相談月間	
10	□いじめゼロアンケート（2回目） ○第4回いじめ防止推進委員会	◎いじめ撲滅キャンペーン ◆集会 ○相談窓口の周知
11	○第2回学校関係者いじめ防止推進委員会	○学校評議員会 ○古城っ子フェスタ

12	○学校生活アンケート (セクハラ・体罰)	◎人権週間 ○相談窓口の周知 ○取組状況を学校評価に位置づけ、 取組の改善を図る ○個別面談
1	○教育相談月間 □いじめゼロアンケート(3回目) ○第5回校内いじめ防止推進委員会 ○第2回学校評価アンケート	○学校生活アンケート
2		○携帯電話教室(5・6年生) ○学校評議員会
3	○第6回校内いじめ防止推進委員会 ・今年度の反省と次年度に向けての方策	○6年生を送る会 ○卒業証書授与式 ○修了式
常時活動	○相談窓口(教頭・養護教諭・高学年女性教諭) ○教育相談箱(教育相談担当) ○古城地区社会福祉協議会員・親和会・保護者等の情報交換 ○職員会議での情報交換と具体的対策 ○花いっぱい運動 ○朝のボランティア清掃 ○縦割活動 ○稲作活動 ○学年花壇での栽培 ○アルミ缶回収	

IV いじめの未然防止

1 全ての教育活動において実践

- (1) 様々な教育活動を通じ、「いじめは絶対に許されない」ことを児童に理解させ、「いじめを許さない」という雰囲気を作りあげます。
- (2) 子どもたち自身がいじめの問題について、学び、考え、訴えるような実践的な取組を推進していきます。
- (3) 子どもたちに、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを教えること(法教育の視点)で、いじめの行為により発生する法的な責任を、実例をもとに学習し、いじめに向かわない態度や能力を育成していきます。
- (4) 特に配慮が必要な児童については教職員が個々の特性を理解し、情報を共有し、該当児童のニーズや特性などを踏まえた指導や支援を行います。
(発達障害、LGBT、東日本大震災・原発事故避難児童など)

2 道徳教育の充実

- (1) 特別な教科道徳の時間を中心に、教育活動全体において、互いの人権や命の尊さ、家族愛や友情、思いやりの心情を育てます。
- (2) 特別な教科道徳の時間を中心に、「いじめは絶対に許されない行為である」と正しく認識させます。また、道徳映像教材を活用した取組やいじめ問題について「考え、議論する」授業を展開します。

3 体験活動の充実

- (1) 望ましい人間関係の充実を目指し、宿泊体験活動や異学年交流などを推進します。
- (2) 教育活動の中に、縦割り活動を多く取り入れ、思いやりの心を育てます。

4 授業の充実

- (1) 『生徒指導の機能を生かした授業づくり』（「自己決定の場」、「自己存在感自覚の場」、「共感的人間関係作り」）をすすめる。
- (2) 「楽しい授業」、「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
- (3) 発言や集団への関わりに消極的な児童に対する適切な支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるようにする。
- (4) 体罰の厳禁、また、教職員の不適切な発言は言葉の暴力と捉え、発しません。
- (5) 過度な競争意識や勝敗にこだわりすぎるような指導はせず、挑戦したり努力した過程を称賛します。

5 豊かな人間関係の構築

- (1) 「いのちを大切にできるキャンペーン」や「いじめ撲滅キャンペーン」を全校一斉に取り組み、人権や生命、互いの信頼関係について考えさせる機会を設けます。
- (2) 家庭、地域との関わりを大切に活動の充実を図ります。
- (3) 各学年とも豊かな人間関係づくりプログラム（ピア・サポート）を、計画的に実践し、好ましい人間関係を醸成していきます。

6 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- (1) 専門家を講師に招聘しての「スマホ・SNS安全教室」を実施します。（1月）
- (2) 保護者・地域の諸団体の方と、いじめ問題や長期休業中の生活などについて情報交換と意見交換を行います。（7月・12月）

7 関係者による情報交換

- (1) 学校関係者いじめ防止推進委員会を定期的に関き、情報交換・情報収集をするとともに、対策の改善等について検討していきます。

8 関係諸機関との連携

- (1) 学校公開日において、道徳授業を全学級で展開し、家庭との連携を図ります。
(7月)
- (2) 地域連携の行事を通して、保護者・家庭・地域から情報を収集したり学校から提供したりします。

- (3) 生徒指導関係や教育相談関係の諸機関との連携を密にし、情報を共有していきます。

V いじめの早期発見について

1 相談体制の整備・情報収集

- (1) 定期的にアンケートを毎月実施する。質問項目は、いじめに関するもの（いじめゼロアンケート）と、いじめ関係だけでなく、学校生活の充実度や学習の理解度、携帯電話等やゲームの活用度などにも触れるもの（生活実態アンケート）とを分けて実施します。結果の些細な点にも着目するようにしていきます。
- (2) 校内に設置してある教育相談箱の活用を呼びかけ、情報を収集します。
- (3) 教育相談月間（6月・9月・1月）を設け、児童と直接対話できる機会を設けます。
- (4) 相談窓口（教頭・教育相談担当）を設け・定期的に周知し、いつでも相談できるようにします。

2 保護者、地域の住民への啓発

- (1) 「学校いじめ基本方針」を配付し、学校のいじめ対策について理解と協力が得られるように努めていきます。
- (2) いじめにつながるような子どもの変化の特徴を示し、気がかりな点等があったら、学校に連絡、相談する等の啓発活動をしていきます。（連絡窓口；教頭）

3 日常生活の変化を見逃さない

休み時間や諸活動での児童相互の人間関係について観察をし、気づいた点をメモし、保管することにより、情報の共有といじめの早期発見に取り組んでいきます。

VI いじめの相談、通報について

- 1 学校におけるいじめの相談、通報窓口・・・学級担任、人権教育担当、教頭
※ 相談窓口の先生の周知を繰り返し行います。

2 全校集会等を使って、「話す勇気」について具体的に説明し、躊躇なく相談、通報できるように児童に促していきます。その際、秘密を厳守します。

3 いじめに関する情報提供が周囲に知られずすむよう十分に配慮し、秘密を厳守します。

4 学校以外はいじめの相談・通報窓口

- (1) 学校の電話番号（68-2421）を周知し、様々な方法で相談できることを知らせます。
- (2) いじめ相談室・電話相談等へのいじめの訴えや相談方法を児童の家庭に周知します。
- ・24時間子どもSOSダイヤル（全国共通ダイヤル）

0570-0-78310

- 子どもの人権110番（千葉地方法務局人権擁護課）
0120-007-110
- ヤングテレホン（千葉県警察少年センター）
0120-783-497
- 子どもと親のサポートセンター
0120-415-446
E-mail saposoudan@chiba-c.ed.jp
- 総合教育センター特別支援教育部
043-207-6025
E-mail sosesoudan@chiba-c.ed.jp
- 千葉いのちの電話
043-227-3900
- ライトハウス ちば（千葉県子ども・若者総合相談センター）
043-301-2550
E-mail lighthouse@abeam.ocn.ne.jp

VII いじめを認知した場合の対応について（対応図参照）

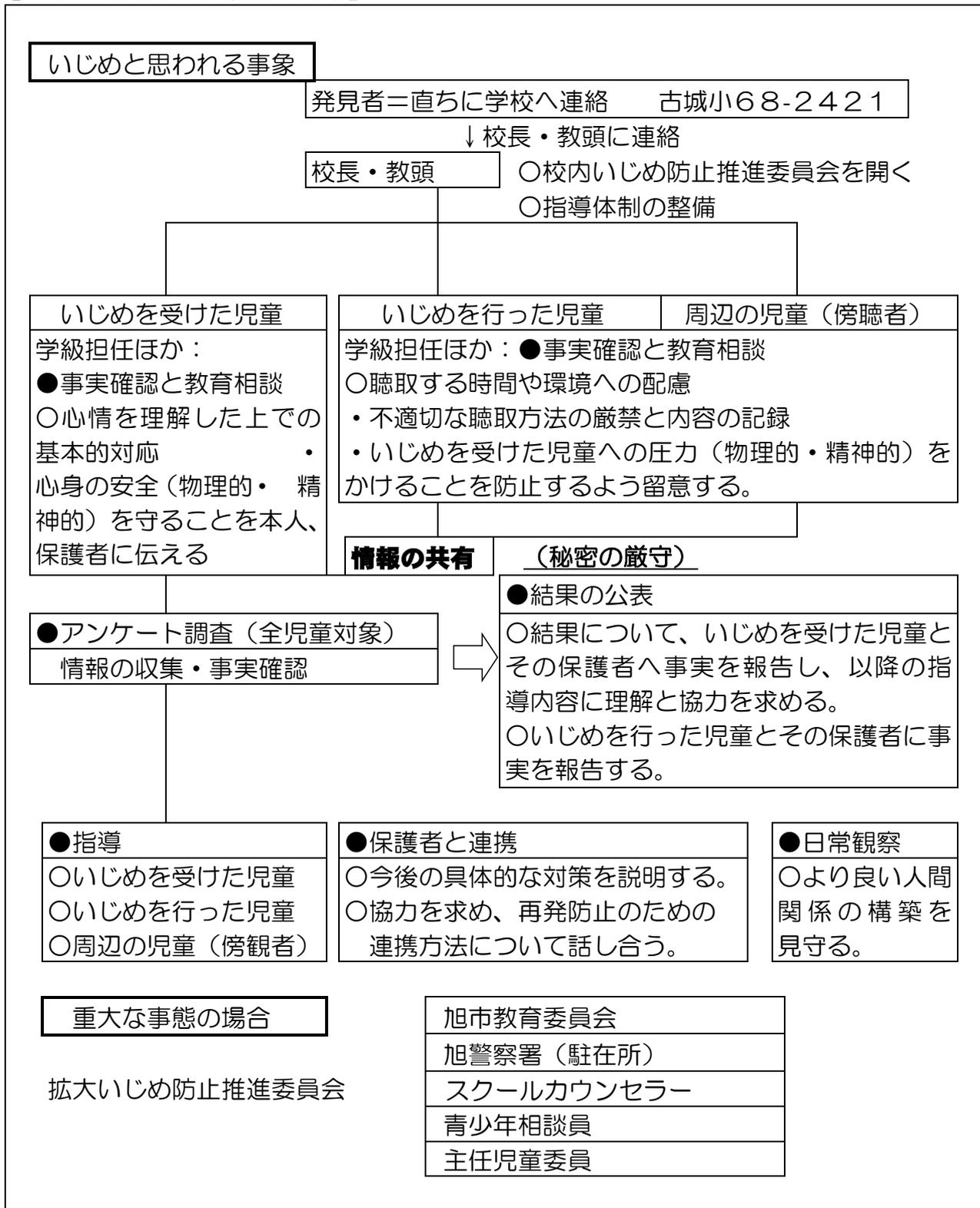
1 早急の報告と対応

- (1) 管理職は、情報共有を行いやすい環境づくりに進んで取り組みます。
- (2) いじめに関する電話や相談を受けた職員は、速やかに校長、教頭に報告をします。いじめ情報を報告共有する義務があることを確認します。
- (3) 該当児童の学級担任は、他の教職員の協力を得ながら、周囲の児童などから速やかに事実確認をします。
- (4) いじめ防止基本方針P8「対応マニュアル」にそって組織で対応します。自殺予防・いじめへの対応を最優先業務とします。
- (5) いじめ対応に係る記録を残し、情報の共有と、その蓄積をします。
- (6) 旭市教育委員会へ速やかに報告します。

2 委員会立ち上げと対応協議

- (1) いじめの事実が確認された場合は、学級担任はいじめの行為を指摘し、即刻その行為をやめさせます。
- (2) 校長は、臨時「校内いじめ防止推進委員会」を開き、対応について協議します。
- (3) 指導体制を整え、対応する職員の役割分担を明確にし、共通理解を図ります。

【いじめを認知した場合の対応】



3 いじめを受けた児童への対応

- (1) いじめを受けた児童の学習環境の復帰を目指し、必要とあれば保護者と連携を図りながら、一定期間、別室で学習できるように配慮します。
- (2) 精神的なダメージがある場合には、スクールカウンセラーによるカウンセリングなど、回復する手段を講じていきます。

4 いじめを行った児童への指導

- (1) いじめを行った理由や背景について聴取し、不適切な行動や言動について指導します。
- (2) 人間関係改善、信頼を回復するための手立てについて助言します。
- (3) いじめを受けた児童やその情報を提供した児童への圧力を加えないよう指導します。
- (4) いじめをやめた後の児童の行動を見守り、教師と児童の人間関係を大切にし、よりよい成長ができるよう支援します。

5 保護者への対応

いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の保護者に、指導の経緯と今後の対応について説明し、理解と協力を得ていきます。

VIII 指導について

1 いじめを受けた児童・保護者への対応

- (1) 安心して学校生活を送れるための支援方法について話し合います。
- (2) 精神的に問題がある場合は、スクールカウンセラーの活用を促します。
- (3) 保護者には、事実と原因や今後の指導について説明します。安心して学校生活を送れるよう、メンタル的なケアについて配慮を要請していきます。
- (4) 複数の相談窓口となる教職員を充てます。

2 いじめを行った児童・保護者への対応

- (1) 「いじめは絶対に許されない」ことをしっかり指導します。
- (2) いじめを受けた児童や、その情報を提供した児童への圧力を加えないよう指導します。
- (3) 保護者には、事実と原因や今後の指導について説明します。いじめを受けた児童や、その情報を提供した児童への圧力を加えないよう配慮を要請します。

3 全体指導

- (1) 「いじめは絶対に許されない」とことと「いじめのない環境づくり」について再確認と指導をします。
- (2) もし、いじめに関わる行為を見かけたり聞いたりした場合は、勇気をもって先生に話すことを再確認と指導をします。

IX 重大事態の対処について

1 重大事態についての規準

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余なくされている疑いがあると認めるとき。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。 |
|---|

2 重大事態が発生した場合の対応

- (1) 校長は、重大事態が発生した場合、速やかに旭市教育委員会に連絡します。
- (2) 必要に応じて、警察に通報します。
- (3) 校長は、速やかに「拡大いじめ防止推進委員会」メンバーを招集し、対応を検討します。調査主体が決定次第、調査の実施と報告を適切に行います。

X 公表、点検、評価等について

1 基本方針の公表

「学校いじめ防止基本方針」の概要については、ホームページ上で公表します。

2 いじめについての調査

- (1) 定期的な「いじめゼロアンケート」や、「生活実態アンケート」を実施していきます。(1か月に1回)
- (2) アンケート調査などにおいて児童がSOSや情報を出せば、必ず学校が対応することを徹底周知する。

3 取り組みについての評価

- (1) 学校評価アンケートの項目にいじめに関する内容を盛り込み、保護者の意見を収集します。
- (2) 年度末に、今年度の取り組みについての評価を所属職員から収集します。
- (3) 年度末の「学校いじめ防止推進委員会」で、基本方針の見直しをし、工夫・改善を加えます。

XI いじめの解消他

- (1) いじめが解消している状態とは次のとおりです。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が継続(3カ月を目安)していること
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと※ いじめが再発する可能性があることを踏まえ、注意深く観察します。
- (2) 教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響があることを十分に認識して、指導に当たります。